

○和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成24年3月23日

条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項に基づく指定管理者の指定の手続等については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者の指定をするときは、当該指定管理者を公募するものとする。

2 市長等は、前項の規定による公募を行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 指定に係る公の施設の概要
- (2) 指定管理者に必要とされる要件（以下「資格要件」という。）
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 管理の基準及び業務の範囲
- (5) 募集期間、提出書類及び提出方法
- (6) 選定方法及び選定基準
- (7) その他市長等が必要と認める事項

3 市長等は、公の施設の性質により、当該公の施設の設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者の指定を受ける法人その他の団体（以下「団体」という。）の事務所の所在地に関する事項を資格要件に定めることができる。

(指定の申込み)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則又は教育委員会規則で定める申込書に次に掲げる書類を添えて、募集期間内に市長等に申し込まなければならない。

- (1) 資格要件を有していることを証する書類
- (2) 管理に係る事業の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が必要と認める書類

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申込みをした団体（資格要件を有しているものに限る。）のうちから、次に掲げる基準に照らして、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。

- (2) 前条第2号の計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 前条第2号の計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- (4) 前条第2号の計画書に沿った公の施設の管理を安定して行うために必要な経済的基礎及び人的構成を有していること。
- (5) 前条第3号の収支計画書の内容が公の施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めて別に定める基準

- 2 市長等は、前項の規定による候補者の選定をしようとするときは、指定管理者選定委員会（第16条第1項を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長等は、第1項の規定により選定した候補者若しくはこの項の規定により選定した候補者を指定管理者として指定することができなくなったとき、又は当該候補者に指定管理者に指定することが著しく不適当であると認められる事情が生じたときは、その団体を候補者とせず、前条の規定による申込みをした他の団体（資格要件を有しているものに限る。）のうち、第1項各号に掲げる基準に照らして、最も適当と認めるものを候補者として選定することができる。

（選定の特例）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の設置の目的又は性質により特に必要があると認められるとき。
 - (2) 第3条の規定による申込みがなかったとき、又は前条第1項各号に掲げる基準に適合する団体がなかったことにより同項の規定による候補者の選定ができなかったとき。
 - (3) 前条の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することができなくなった場合又は当該候補者に指定管理者に指定することが著しく不適当であると認められる事情が生じた場合において、市長等が第2条第1項の規定による公募をする時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。
 - (4) 法第244条の2第11項又は第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、市長等が第2条第1項の規定による公募をする時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。
- 2 市長等は、前項の規定により候補者を選定しようとするときは、同項に規定する適当と認める団体に第3条各号に掲げる書類を提出させ、前条第1項各号に掲げる基準に適合することを確認しなければならない。
 - 3 市長等は、前項の規定による確認をしたときは、当該確認に係る団体に規則又は教育委員会

規則で定める申請書を提出させなければならない。

(指定の特例)

第6条 市長等は、同一又は類似する性質を有すると認められる2以上の公の施設について、これらの公の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることがそれらの設置の目的を効果的に達成し、かつ、それらの管理を効率的に行うことに資すると認めるときは、それらの管理を同一の指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、第4条又は第5条の規定により選定した候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するとともに当該指定管理者に通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 市長等は、前条第1項の規定により指定した指定管理者と次に掲げる事項について公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の内容に関する事項
- (2) 緊急時の対応に関する事項
- (3) 管理に要する費用の負担に関する事項
- (4) 管理の業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護に関する事項
- (5) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書に次に掲げる事項を記載し、年度終了の日の翌日から起算して60日以内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 公の施設の管理の業務の実施状況
- (2) 使用料又は法第244条の2第8項に規定する利用料金の収入の実績及び公の施設の利用状況
- (3) 公の施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長等が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間ごとに、その管理する公の施設の管理の状況について、前項各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、その期間の末日の翌日から起算して30日以内に市長等に提出しなければならない。

3 法第244条の2第11項又は第11条第1項の規定により指定を取り消された指定管理者は、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に、第1項各号に掲げる事項を記載した事業報告書を市長等に提出しなければならない。

(報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設が適正に管理されていないと認めるときは、当該公の施設を管理する指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、及び必要な指示をしなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が法第244条の2第7項又は第9条第2項の規定による事業報告書を同条第1項又は第2項に規定する期限までに提出しないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、法第244条の2第11項又は前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。当該停止の期間が経過し、再び指定管理者に管理の業務を行わせるときも、同様とする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項若しくは前条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理する施設及び当該施設の設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(市長等による臨時の管理)

第13条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるまでの間、当該公の施設の管理の業務を行うことができる。

- (1) 第3条の規定による申込みがなかったこと、第5条第1項の規定による候補者の選定ができなかったことその他の事由により指定管理者の指定をすることができなかったとき。
- (2) 法第244条の2第11項又は第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (3) その他公の施設の管理を指定管理者に行わせることができなくなったとき。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は当該施設の設備を損壊し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市長等に賠償しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者の役員若しくは構成員又は公の施設の管理の業務に従事する者（以下この条において「指定管理者の役員等」という。）又は指定管理者の役員等であった者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

2 指定管理者の役員等は、個人情報の適切な管理に関する定めを設けることその他の個人情報

の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置等)

第16条 指定管理者の公募及び候補者の選定ごとに、指定管理者選定委員会を置く。

2 委員会は、この条例によりその権限に属させられた事項の処理を完了したときにおいて解散する。

(所掌事務)

第17条 委員会は、第3条の規定による申込みをした団体を審査するものとする。

(組織)

第18条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(1) 委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公の施設に関して優れた識見を有する者

(2) 市職員

(任期)

第19条 委員の任期は、1年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第20条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長等が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第23条 委員会の庶務は、候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

ただし、公の施設を所管する課が複数あるときは、当該課の協議により定める課において処理する。

(委員会への委任)

第24条 前8条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。